山形県規則第39号

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員に関する規則の一部改正)

仙形県公報

令和4年12月23日(金) 第366号

毎週火・金曜日発行

	目	次			
	規	則			
○技能労務職員に関する規則等の一部				(人 -	事 課) …116
○山形県個人番号の利用に関する条例の					
規則		•••••	・(やまがた幸	せデジタル	隹進課)…117
	告	示			
○県議会定例会の閉会				(財	政 課)…117
○指定障害児通所支援事業者の指定…			· (村山総合支	广地域健康社	畐祉課) … 同
○県道の供用の開始			(村山総	合支庁建設約	総務課) …117
○道路の区域の変更			(置賜総	合支庁建設約	総務課) … 同
○同			(同) … 同
○県道の供用の開始			(同) …118
○同			(同) … 同
○一般国道の供用の開始				·西置賜建設約	総務課) … 同
○公共測量の終了の通知					
○公共測量の実施の変更の通知) …118
○市町村決定に係る都市計画の変更の					計画課) … 同
〇山形県人事委員会規則5-1(給与	規 の支給に関する基	則 基準と手続)の)一部を改正す	⁻ る規則	同
	病院事業	美局関係			
	規	程			
○山形県病院事業局職員の給与の支給	に関する規程の-	一部を改正する	規程		118
	公	告			
○一般競争入札の公告				(新 庄	病院) …119
○同				(司) …119
	 規	 則	-		
	790				
技能労務職員に関する規則等の一部を	改正する規則をこ	ここに公布する			
令和4年12月23日					
		山形県知	事 吉	村	美 栄 子

第1条 技能労務職員に関する規則(昭和33年4月県規則第22号)の一部を次のように改正する。 別表第1を次のように改める。

別表第1

技能 労務職給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	
	1	140,000	201, 300	237, 200	269, 20
	2	141, 000	203, 200	238, 700	271, 00
	3	142, 000	205, 000	240, 000	272, 70
	4	143, 000	206, 700	241, 600	274, 70
	5	143, 800	208, 300	243, 200	276, 50
	6	144, 800	210, 200	244, 800	278, 40
	7	145, 800	211, 800	246, 200	280, 30
	8	146, 900	213, 600	247, 600	282, 40
	9	147, 700	215, 300	249, 200	284, 500
	10	148, 700	217, 100	250, 500	286, 40
	11	149, 700	218, 800	252, 000	288, 60
	12	150, 700	220, 600	253, 400	290, 50
	13	151, 700	221, 900	254, 700	292, 60
	14	152, 800	223, 700	256, 100	294, 60
	15	154, 100	225, 200	257, 400	296, 50
	16	155, 200	227, 000	258, 600	298, 00
	17	156, 300	228, 700	260, 000	300, 100
	18	157, 500	230, 300	261, 500	302, 10
	19	158, 600	231, 700	263, 100	304, 20
	20	159, 700	233, 300	264, 800	306, 20
	21	160, 800	234, 900	266, 400	308, 20
	22	162, 300	236, 500	268, 200	310, 20
	23	163, 600	238, 100	269, 800	312, 30
	24	164, 900	239, 500	271, 600	314, 40
	25	166, 300	240, 900	273, 500	316, 30
	26	167, 800	242, 200	275, 400	318, 40
	27	169, 300	243, 600	277, 200	320, 60
	28	171,000	244, 800	279, 000	322, 600
	29	172, 200	245, 900	280, 700	324, 60
	30	173, 600	247, 000	282, 500	326, 60
	31	175, 000	248, 000	284, 400	328, 80
	32	176, 400	249, 000	285, 800	330, 90

令和4年12月	月23日(金曜日)	山 形	県 公 報	第366	号
	33	177, 900	250, 100	287, 500	332, 400
	34	180, 400	251, 200	289, 300	334, 400
	35	183, 000	252, 300	291, 100	336, 400
	36	185, 600	253, 400	292, 900	338, 500
		·			
	37	188, 100	254, 300	294, 500	340, 500
	38	189, 900	255, 800	296, 100	342, 400
	39	191, 400	257, 100	297, 900	344, 500
	40	193, 100	258, 700	299, 800	346, 400
	41	194, 700	260, 000	301, 500	348, 400
	42	196, 300	261, 200	303, 300	350, 300
	43	198, 200	262, 700	305, 000	352, 100
	44	199, 900	263, 900	306, 600	354, 100
	45	201 200	OCT 100	200 200	255 600
	45	201, 300	265, 100	308, 300	355, 600
	46	202, 900	266, 400	310, 000	357, 100
	47	204, 400	267, 700	311, 700	358, 600
	48	205, 800	268, 800	313, 400	360, 100
	49	207, 100	270, 100	314, 500	361, 800
	50	208, 400	271, 100	316, 100	362, 600
	51	209, 600	272, 400	317, 600	363, 800
	52	210, 800	273, 700	319, 300	364, 800
	53	212, 100	274, 700	320, 900	365, 800
	54	213, 500	275, 800	322, 500	366, 900
	55	214, 600	277, 100	324, 200	367, 800
再	56	215, 900	278, 500	325, 700	368, 900
任	57	216, 900	279, 500	327, 200	369, 800
	58	218, 300	280, 500	328, 500	370, 500
用	59	219, 400	281, 600	329, 700	371, 200
	60	220, 600	282, 700	330, 900	371, 900
職					
	61	221, 800	283, 900	331, 700	372, 300
員 員	62	222, 800	284, 900	332, 600	372, 900
	63	223, 500	285, 700	333, 400	373, 700
以	64	224, 600	286, 800	334, 200	374, 400
外	65	225, 800	287, 600	335, 100	374, 700
	66	226, 700	288, 500	335, 500	375, 400
	67	227, 500	289, 300	336, 300	376, 100
	68	228, 300	290, 200	337, 100	376, 800
職	00	220, 300	230, 200	557, 100	370, 000
1114	69	229, 000	291, 200	337, 900	377, 100
員	70	229, 700	292, 000	338, 600	377, 800
	71	230, 500	292, 800	339, 300	378, 500
	72	231, 300	293, 600	340, 100	379, 100
		·	, I	, l	· 1

令和4年12月23日	(金曜日)	山	形県	公	報	第36	i6号 ————————————————————————————————————
	73	231, 80	0	294,	500	340, 600	379, 400
	74	232, 70	0	295,	000	341, 200	380, 000
	75	233, 40	0	295,	400	341, 700	380, 700
	76	234, 20	0	295,	900	342, 300	381, 300
	77	234, 70	0	296,	000	342, 600	381, 800
	78	235, 30	1	296, 296,		343, 100	382, 300
			1		1		
	79 80	236, 200 237, 100		296, 297,		343, 500 344, 000	382, 900 383, 400
	00	201, 10		201,		011, 000	000, 100
	81	237, 80	0	297,	200	344, 500	383, 900
	82	238, 50	0	297,	400	345, 000	384, 500
	83	239, 00	0	297,	800	345, 500	385, 000
	84	239, 80	0	298,	100	346, 000	385, 300
	85	240, 50	0	298,	400	346, 300	385, 700
	86	241, 10	1	298,		346, 700	386, 300
	87	241, 10		299,		347, 200	386, 700
		242, 40	1				
	88	242, 40	0	299,	400	347, 600	387, 100
	89	243, 10	0	299,	700	347, 900	387, 500
	90	243, 80	0	300,	100	348, 400	388,000
	91	244, 50	0	300,	400	348, 900	388, 400
	92	245, 10	0	300,	800	349, 300	388, 800
	93	245, 70	0	300,	900	349, 500	389, 100
	94	246, 30	1	301,		349, 900	303, 100
	95	247, 00	1	301,		350, 400	
	96	247, 70	1	301,		350, 800	
	90	241, 10	0	301,	900	350, 800	
	97	248, 20	0	302,	100	350, 900	
	98	249, 00	0	302,	400	351, 400	
	99	249, 70	0	302,	900	351, 800	
	100	250, 40	0	303,	300	352, 100	
	101	251, 00	0	303,	500	352, 400	
	102	251, 50	1	303,		352, 800	
	102	251, 50 ⁶ 251, 90 ⁶		303, 304,		353, 200	
	103	251, 90		304, 304,		353, 600	
	105	252, 70	0	304,		354, 100	
	106			305,		354, 500	
	107			305,	400	354, 900	
	108			305,	700	355, 300	
	109			305,	900	355, 800	
	110			306,		356, 200	
	111			306,		356, 500	

令和4年12月23日(金曜	日)
-------------	----	----

第366号

	112		307, 100	356, 900	
	113		307, 200	357, 400	
	114		307, 500		
	115		307, 800		
	116		308, 200		
	117		308, 400		
	118		308, 600		
	119		308, 900		
	120		309, 200		
	121		309, 600		
	122		309, 800		
	123		310, 100		
	124		310, 400		
	125		310, 700		
再任用 職員		191, 700	219, 800	260, 500	280, 300

備考 この表は、会計年度任用職員以外の職員に適用する。

Γ	, г		
26] '	25	
26		26	
27		26	
27		26	
28		27	
28		27	
29		27	
29]	28	
30		28	
30		28	
31		29	
31		29	
32		30	
32		30	
33	を	31	に改める。
33		31	
34		32	
34		32	
35		33	
35		33	
36		34	
36		34	
37		35	
37]	35	
38		36	
38]	36	

別表第4の2中

 39
 37

 39
 38

 40
 39

第2条 技能労務職員に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、その者に係る1週間当たりの勤務時間を常勤の職にある者に係る1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第9条の見出し中「短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「法第28条の5第 1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)並びに」を削り、同条第2項 中「短時間勤務職員及び」を削る。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、附則に次の見出し及び4項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

- 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、第3条の規定による給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
 - (2) 山形県職員の定年等に関する条例(昭和58年12月県条例第31号。以下「職員定年等条例」という。)第3 条ただし書に規定する職員
 - (3) 職員定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(職員定年等条例第2条に規定する定年退職日において附則第3項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 5 職員の分限に関する条例(昭和40年3月県条例第11号)附則第3項第4号に規定する規則で定める規定は、 附則第3項の規定とする。
- 6 前3項の規定の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附則別表を削る。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用 職員の項を次のように改める。

定年前	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再任用	円	円	円	円
短時間				
勤務職	191, 700	219, 800	260, 500	280, 300
員				

(技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則(平成18年3月県規則第38号)の一部を次のように改正 する。

附則別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

Γ		Γ.	
	円	'[円
	357, 700		357, 800
	358, 000		358, 100
	358, 400		358, 500

358, 900		359, 000	
359, 300		359, 400	
359, 600	J.	359, 700	1-74127
360, 000	を	360, 100	に改める。
360, 500		360, 600	
360, 900		361,000	
361, 200		361, 300	
361, 600		361, 700	
362, 100		362, 200	ı

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び第3条中技能労務職員に関する規則の一部を 改正する規則附則別表第1の改正規定(「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める部分に限 る。)並びに附則第4項から第6項までの規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の技能労務職員に関する規則(以下「改正後の規則」という。)及び第3条の規定 (技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則附則別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務 職員」に改める改正規定を除く。)による改正後の技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則(以下「改 正後の平成18年改正規則」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規則又は改正後の平成18年改正規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の技能労務職員に関する規則又は第3条の規定による改正前の技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規則又は改正後の平成18年改正規則の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が第2条の規定による改正後の技能労務職員に関する規則第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この項及び附則第6項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される技能労務職員に関する規則第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、その者に係る1週間当たりの勤務時間を常勤の職にある者に係る1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする」とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される技能労務職員に関する規則第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、その者に係る1週間当たりの勤務時間を常勤の職にある者に係る1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第40号

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則等の一部を改正する規則

(山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部改正)

第1条 山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則(平成27年12月県規則第70号)の一部を次のよう に改正する。

題名を次のように改める。

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する規則

第1条中「山形県個人番号の利用に関する条例」を「山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例」に改める。

第2条第15項中「別表第1第15項」を「別表第1第16項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「別表第1第14項」を「別表第1第15項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「別表第1第13項」を「別表第1第14項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「別表第1第12項」を「別表第1第13項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「別表第1第11項」を「別表第1第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「別表第1第10項」を「別表第1第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「別表第1第9項」を「別表第1第10項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「別表第1第8項」を「別表第1第9項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「別表第1第7項」を「別表第1第8項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「別表第1第6項」を「別表第1第7項」に改め、同項第2号中「第8項、第9項、第14項及び第15項」を「第9項、第10項、第15項及び第16項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「別表第1第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 条例別表第1第5項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人(以下「外国人」という。)に対する保護の実施に関する事務
 - (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する 応答に関する事務
 - (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う外国人に対する職権による保護の変更に関する事務
 - (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
 - (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う外国人に関する資料の提供等の求めに関する事務
 - (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (8) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
 - (9) 生活保護法第63条の規定に準じて行う外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務
 - (10) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う外国人に対する徴収金の 徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収を含む。)に関す る事務

第3条第2項第1号中「(昭和25年法律第144号)」を削り、同条第11項中「別表第2第11項」を「別表第2 第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「別表第2第10項」を「別表第2第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「別表第2第9項」を「別表第2第10項」に、「同表第9項」を「同表第10項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「別表第2第8項」を「別表第2第9項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「別表第2第7項」を「別表第2第8項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「別表第2第6項」を「別表第2第7項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「別表第2第5項」を「別表第2第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 条例別表第2第5項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該

各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施に関する事務 同法の規定に準じて行う外国人に対する保護を必要とする状態にある者又は当該保護を受けていた者(以下「外国人要保護者等」という。)に係る次に掲げる情報
 - イ 児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
 - ロ 児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
 - ハ 児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
 - 二 生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報
 - ホ 児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - へ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条 若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
 - ト 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の 給付金の支給に関する情報
 - チ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当の 支給に関する情報
 - リ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の2の特別障害者手当 の支給に関する情報
 - ヌ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
 - ル 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律 第132号)第18条第2号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給に関する情報
 - ヲ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下このヲにおいて「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下このヲにおいて「平成25年改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下このヲにおいて「旧法」という。)第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。)並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報
 - ワ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立 支援給付の支給に関する情報
 - カ 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号イからカまでに掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の規定 に準じて行う外国人に対する職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号イからカ までに掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者 等に係る第1号イからカまでに掲げる情報

- (5) 生活保護法第63条の規定に準じて行う外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号イからカまでに掲げる情報
- (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収を含む。) に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号イから力までに掲げる情報
- 第3条の次に次の1条を加える。

(条例別表第3の規則で定める事務及び規則で定める特定個人情報)

- 第4条 条例別表第3の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める情報は、当該各 号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
 - (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施に関する事務 外国人要保護者等 に係る次に掲げる情報
 - イ 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報
 - ロ 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の援助の実施に関する情報
 - (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号イ及び口に掲げる情報
 - (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う外国人に対する職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号イ及びロに掲げる情報
 - (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者 等に係る第1号イ及びロに掲げる情報
 - (5) 生活保護法第63条の規定に準じて行う外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号イ及び口に掲げる情報
 - (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う外国人に対する徴収金の徴収を含む。)に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号イ及び口に掲げる情報

(山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第2条 山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和39年12月県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「山形県個人番号の利用に関する条例」を「山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に改める。

附則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

告 示

山形県告示第976号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により令和4年12月1日招集した山形県議会定例会は、同月20日閉会した。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第977号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	定員	指定年月日
株式会社みずき 寒河江市大字寒河江字石田32番 地の2	みずきキッズクラブ 児童 発達支援事業所 寒河江市大字西根字石川西 228番1	児童発達支援	10名	令和 4.12. 1
株式会社みずき 寒河江市大字寒河江字石田32番 地の2	みずきキッズクラブ 放課 後等デイサービス事業所 寒河江市大字西根字石川西 228番1	放課後等デイサービス	10名	同

山形県告示第978号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年12月23日から令和5年1月6日まで縦覧に供する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 山形山寺線

2 供用開始の区間 山形市薬師町440番1から

同 440番12まで

3 供用開始の期日 令和4年12月23日

山形県告示第979号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和4年12月23日から令和5年1月6日まで縦覧に供する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形南陽線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
南陽市太郎字作道1357番1から 同 金山字石那坂-4346番2まで		旧	32. 0メートル (8. 0	メートル 973
同	上	新	37. 4メートル (11. 4	同 上

山形県告示第980号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和4年12月23日から令和5年1月6日まで縦覧に 供する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 糠野目亀岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡高畠町大字糠野目字鎌塚台四2415番4から 同 福沢字鎌塚台139番1まで	旧	23. 0メートル (9. 4	メートル 224
同 上	新	26. 0メートル (14. 0	同 上

山形県告示第981号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和4年12月23日から令和5年1月6日まで縦覧に供する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 大塚米沢線

2 供用開始の区間 米沢市六郷町桐原字土路在家310番2から

同 256番3まで

3 供用開始の期日 令和4年12月23日

山形県告示第982号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和4年12月23日から令和5年1月6日まで縦覧に供する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 糠野目亀岡線

2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字糠野目字鎌塚台四2415番4から

同 福沢字鎌塚台139番1まで

3 供用開始の期日 令和4年12月23日

山形県告示第983号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和4年12月23日から令和5年1月6日まで 縦覧に供する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 287号

2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字落合-1697番17から

同 菖蒲字荒砥川端147番14まで

3 供用開始の期日 令和4年12月23日

山形県告示第984号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

鶴岡市、酒田市、東田川郡三川町

2 公共測量を実施した期間 令和4年4月18日から同年11月22日まで 3 作業の種類

公共測量(3級基準点測量、航空レーザ測深)

山形県告示第985号

令和4年10月県告示第801号(公共測量の実施の通知)により告示された公共測量について、山形県知事から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する期間

(変更前) 令和4年10月11日から同年12月23日まで

(変更後) 令和4年10月11日から令和5年2月28日まで

2 作業の種類

(変更前)公共測量(基準点測量、地形測量)

(変更後) 公共測量 (基準点測量)

山形県告示第986号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき大江町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 大江都市計画下水道
 - (2) 名称 大江町公共下水道
- 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

人事委員会関係

規則

山形県人事委員会規則 5-1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 4年12月23日

> 山形県人事委員会 委員長 安孫子 俊 彦

山形県人事委員会規則5-1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則

第1条 山形県人事委員会規則5-1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を次のように改正する。

第78条第5項第1号中「100分の185」を「6月に支給する場合には100分の185」に、「100分の225」を「100分の225)、12月に支給する場合には100分の205 (特定幹部職員にあつては、100分の245」に改め、同項第2号中「100分の90」を「6月に支給する場合には100分の90」に、「100分の110」を「100分の110)、12月に支給する場合には100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120」に改める。

第81条中「第12条の2」を「第12条の2第1項」に、「別表第12の2に掲げる地域とする」を「一般職の国家 公務員の地域手当の支給の基礎となる地域の例による」に改める。

第82条中「別表第12の 2 に定めるとおりとする」を「一般職の国家公務員の地域手当の級地の例による」に改める。

Γ		Г	
	26	'	25
	26		26

令和4年12月23日(金曜日)	山	形	県	公	報			第36	6号	
	0.7		0.0	_						
	27		26	_						
	27		26	\dashv						
	28		27	\dashv						
	29		27	-						
	29		28	+						
	30		28	\dashv						
	30		28	\dashv						
	31		29	\dashv						
	31		29	\dashv						
	32		30	-						
	32		30	-						
別表第7イの項の表2級の欄中	33	を	31	\dashv	に改め	同別表	ロの項	の表7級	の欄中	
73447 1 1 2 X 2 X 2 / X 2 / X 3 / X 4 / X	33	-	31	\dashv	(-9,00)	11473432			-> [[49] [
	34		32	\dashv						
	34		32	-						
	35		33							
	35		33	\dashv						
	36		34							
	36		34							
	37		35							
	37		35							
	38		36							
	38		36							
	39		37							
	39		38							
	40		39	٦.						
		_		J						
				ſ	16	22] [16	21	
					16	22		16	22	
					17	23		17	22	
					17	23		17	22	
					18	24		18	23	
					18	24		18	23	
					19	25		19	23	
					19	25		19	24	
					20	26		20	24	
					20	26		20	24	
					21	27		21	25	
					21	27		21	25	
					21	28		21	26	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					21	28		21	26	
55 55					22	29		21	27	
55 を 55 に改め)、同別表	ハの項	の表中		22	29	を	22	27	に改
55 56					22	30		22	28	
					22	30		22	28	
					23	31		22	29	
					23	31		22	29	

33

34 34

34

23	32
23	32
24	33
24	33
24	34
24	34
25	35
25	35
26	36
26	36
27	37
\neg	

23	30
23	30
23	31
23	31
23	32
24	32
24	33
24	33
24	34
24	34
25	35

め、同別表ニの項の表2級の欄中

36		35	
36		35	
37		35	
37		36	
38		36	
38		36	
39		37	
39		38	
40	を	39	に、
40		40	
41		41	
42		41	
43		42	
44		42	
45		43	
45		43	
46		44	
46		44	
47		45	
47		46	
48		47	
	٦		']

34

34

35

35

	Г	
54	1	53
54		54
55		54
55		54
56		55
56		55
57		55
57	を	56
57	~	56

に改め、同表3級の欄中



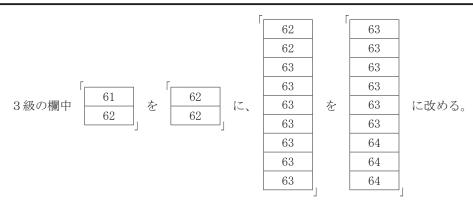
58 58 59

を

令和4年12月23日(金曜日)	山 形	県 公 報	第366 号
58 56			
58 57			
58 57			
59 58			
59 58			
59 59			
60 59			
			[
			42
			42
			43
			43
			44
			44
ļ			45
59 [[45
59 に、 59 を	60 に改め	、同別表ホの項の表2級の欄	順中 45 を
59 (C) 60	60		45
	-		46
			46
			46
			47
			47
			47
			48
		\[\]	
		1	2
		1	3
		1	4
		1	5
		2	6
		3	7
		4	8
		5	9
		6	10
		7	11
		8	12
			-
		9	13
		10	14
		11	15
		12	16
		13	17
		14	18
		15	19
		16	20
		17	21
		18	22
[
41		19	23
i			

令和4年12月23日	(金曜日)	山	形!	県 公	報			第366号	
42	58	57				20		24	
42	59	58				21		25	
42	60	58				22		26	
43	61	59				23		27	
43	61	59				24		28	
43	61	60				25		29	
44 KZ.		<u>60</u>	におみ	同表3級	の場由	26	を	30	に改め、同
44	62	61	(CL)X (4),	円衣る阪	マノ作用 十	27	ح [31	に以め、同
44	62	61				28		32	
45	63	62				29		33	
45	63	62				30		34	
46	63	63				31		35	
46						32		36	
47	64	63				33		37	
47						34		38	
						35		39	
						36		40	
						37		41	
						38		42	
						39		43	
						40		44	
						41		45	
						42		46	
						43		47	
						44		48	
						45		49	
						46		50	
						47		51	
						48		52	
						49		53	
						50		53	
						51		54	
						52		54	
						53		55	
						54		55	
						55	, [56	ı
						-	J		1
	26	19	25	19					
	27	20	26	20					
	28	20	26	20					
	29	21	27	21					
	29	21	27	21					
	29	22	28	21					
	30	22	28	22					
	30	23	29	22					
	30	23	29	22					
	31	24	30	23					
	31	24	30	23					
	"		1	1 20					

		0.1	9.5]	0.1	0.0						
		31	25	-	31	23						
		32	25	-	31	24						
		32	25	-	32	24						
		32	26		32	24						
		33	26		33	25						
別表への項の	の表中	33	26	を	33	25	に改る	め、同別	表トの	項の表 2	2級の欄中	
		34	27		34	26						
		34	27		34	26						
		35	27		35	27						
		35	28		35	27						
		36	28		36	28						
		36	28		36	28						
		37	29		37	29						
		38	30		37	30						
		39	31		38	31						
		40	32		38	32						
		41	33		39	33						
		41	33		39	33						
		42	33		40	33						
		42	33		40	33						
			0.4	1	41	34						
		43	34									
		43	34	_	42	34						
) [38	Г	37	-	
28 28 29 29 29 29 30 30 30 30 31 31	\$\begin{align*} & & & & & & & & & & & & & & & & & & &	27 27 27 28 28 28 28 29 29 29 30 30 30 31	34 34	同別表	42 43	34		39 40 41 41 42 42 43 43 44 44 45 45 46	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38 38 39 39 40 41 41 42 42 43 43 44 44	- - に改め	、同老
28 29 29 29 29 30 30 30 31 31 31	「 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	27 27 27 28 28 28 28 29 29 29 30 30 30 31 31	34 34	同別表	42 43	34 34		39 40 41 41 42 42 43 43 44 44 45 45 46 46	を	38 38 39 39 40 40 41 41 42 42 43 44 44 45	に改め	、同老
28 29 29 29 29 30 30 30 30 31 31	「	27 27 27 28 28 28 28 29 29 29 30 30 30 31	34 34	同別表	42 43	34 34	J 「I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	39 40 41 41 42 42 43 43 44 44 45 45 46 46	を	38 38 39 39 40 41 41 42 42 43 44 44 45 45	 に改め	、同老
28 29 29 29 29 30 30 30 31 31 31	\$\tilde{c}\$	27 27 27 28 28 28 28 29 29 29 30 30 30 31 31	34 34	同別表	42 43	34 34		39 40 41 41 42 42 43 43 44 44 45 45 46 46	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38 38 39 39 40 40 41 41 42 42 43 44 44 45	に改め	、同家



別表第12の2を削る。

第2条 山形県人事委員会規則5-1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を次のように改正する。

第78条第5項第1号中「6月に支給する場合には100分の185」を「100分の195」に、「100分の225)、12月に支給する場合には100分の205(特定幹部職員にあつては、100分の245」を「100分の235」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山形県人事委員会規則 5-1 (給与の支給に関する基準と手続)(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(昇格時号給対応表に関する経過措置)

- 3 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の山形県人事委員会規則5-1 (給与の支給に関する基準と手続)(以下この項において「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員 及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に 人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職 員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例に よることができる。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和4年12月23日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する業務に従事したとき」を「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する業務又は第13条第1項第2号に規定する職員の健康管理に関する業務に従事したとき」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

医療職給料表

医療職給料表(3)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	F
	1	171, 800	199, 700	246, 900	268, 900	292, 600	336, 200	381, 80
	2	173, 200	201, 700	248, 800	269, 800	294, 400	338, 400	384, 40
	3	174, 700	203, 700	250, 400	270, 700	296, 100	340, 600	387, 20
	4	176, 100	205, 700	252, 100	271, 700	298, 000	342, 800	389, 90
	5	177, 500	207, 800	253, 400	272, 400	299, 800	345, 000	392, 10
	6	179, 000	209, 900	254, 700	273, 300	301, 500	347, 100	394, 60
	7	180, 600	212, 100	255, 600	274, 000	303, 400	349, 400	396, 90
	8	182, 100	214, 400	256, 800	275, 000	305, 100	351, 500	399, 30
	9	183, 400	216, 600	257, 900	276, 000	306, 800	353, 200	401, 30
	10	185, 200	218,000	258, 900	276, 500	308, 600	355, 200	403, 50
	11	186, 800	219, 400	259, 600	277, 500	310, 300	357, 200	405, 70
	12	188, 500	220, 700	260, 600	278, 700	311, 900	359, 200	408, 10
	13	190, 000	222, 000	261, 700	279, 900	313, 500	361, 300	410, 00
	14	192, 000	223, 300	262, 700	281, 100	315, 200	363, 400	412, 10
	15	194, 100	224, 900	263, 500	282, 300	317, 000	365, 600	414, 30
	16	196, 100	226, 200	264, 400	283, 600	318, 800	367, 600	416, 60
	17	198, 300	227, 400	265, 200	284, 700	320, 700	369, 700	418, 60
	18	200, 400	229,000	266, 000	286, 000	322, 300	371, 700	420, 90
	19	202, 400	230, 500	266, 900	287, 000	324, 100	373, 900	423, 10
	20	204, 500	231, 900	267, 700	288, 500	325, 800	376, 000	425, 30
	21	206, 600	233, 300	268, 500	290, 100	327, 300	377, 700	427, 10
	22	208, 600	234, 900	269, 200	291, 500	328, 900	379, 800	429, 10
	23	210, 700	236, 500	270, 100	293, 000	330, 500	382, 000	430, 90
	24	212, 900	238, 200	271,000	294, 300	332, 000	384, 000	432, 90
	25	214, 600	239, 500	272, 100	295, 400	333, 700	386, 100	434, 60
	26	216, 000	241, 200	273, 400	297, 100	335, 100	387, 700	436, 30
	27	217, 100	242, 700	274, 500	298, 800	336, 700	389, 600	438, 00
	28	218, 400	244, 400	275, 700	300, 400	338, 300	391, 600	439, 60
	29	219, 600	245, 900	276, 700	301, 900	339, 600	393, 400	441, 00
	30	220, 700	247, 200	278, 100	303, 600	341, 200	395, 200	442, 30
	31	222, 000	248, 300	279, 500	305, 100	342, 600	397, 100	443, 90
	32	223, 100	249, 400	280, 900	306, 700	344, 100	399, 000	445, 50
	33	224, 300	250, 700	282, 500	308, 300	345, 800	400, 700	447, 20
	34	225, 600	251, 700	283, 900	309, 800	347, 300	402, 500	448, 80

 令和	4年12月23日	1(金曜日)	山	形 県	公 報		第366号	
	35	226, 900	252, 400	285, 200	311, 500	349, 000	404, 300	450, 200
	36	228, 100	253, 600	286, 400	313, 100	350, 500	406, 000	451, 600
	37	229, 500	254, 500	287, 900	314, 600	352, 200	407, 700	452, 800
	38	230, 800	255, 600	289, 100	316, 000	353, 900	409, 400	454, 100
	39	232, 000	256, 300	290, 500	317, 600	355, 400	411, 300	455, 400
	40	233, 400	257, 300	291, 800	319, 200	357, 100	413, 100	456, 900
	41	234, 300	258, 100	293, 300	320, 800	358, 300	414, 600	457, 900
	42	235, 800	258, 800	294, 700	322, 200	359, 800	416, 200	458, 600
	43	237, 100	259, 600	296, 200	323, 700	361, 400	417, 700	459, 400
	44	238, 300	260, 400	297, 700	325, 200	362, 800	419, 100	460, 000
	45	239, 600	261, 200	299, 200	326, 200	364, 300	420, 200	461, 000
	46	240, 800	262, 000	300, 600	327, 600	365, 400	421, 300	461, 700
	47	242, 000	262, 800	302, 100	329, 100	366, 900	422, 400	462, 500
	48	243, 200	263, 700	303, 700	330, 600	368, 200	423, 700	463, 300
	49	244, 200	264, 600	305, 000	331, 700	369, 700	425, 000	464, 000
	50	245, 200	265, 700	306, 300	333, 200	371, 100	426, 100	464, 700
	51	246, 100	266, 700	307, 700	334, 500	372, 400	427, 300	465, 500
	52	247, 200	267, 800	309, 100	335, 800	373, 800	428, 400	466, 300
再	53	248, 200	268, 900	310, 600	337, 300	375, 300	429, 600	467, 100
1.1	54	249, 200	270, 200	312, 000	338, 700	376, 500	430, 600	467, 900
任	55	250, 100	271, 500	313, 400	340, 100	377, 700	431, 700	468, 600
,	56	251, 000	272, 900	314, 800	341, 500	378, 900	432, 800	469, 400
用								
形址	57	251, 900	274, 500	315, 900	342, 400	380, 000	433, 900	470, 200
職	58	252, 800	276, 000	317, 100	343, 700	380, 900	434, 400	
員	59	253, 500	277, 400	318, 300	345, 000	382, 000	435, 000	
	60	254, 300	278, 800	319, 800	346, 300	383, 000	435, 400	
以	61	255, 200	280, 100	320, 900	347, 300	383, 600	436, 100	
	62	255, 900	281, 400	322, 100	348, 200	384, 400	436, 600	
外	63	256, 700	282, 900	323, 500	349, 500	385, 200	437,000	
0)	64	257, 600	284, 200	324, 700	350, 800	386, 100	437, 500	
	65	258, 400	285, 700	326, 000	351, 900	386, 700	438, 100	
職	66	259, 200	287, 100	327, 300	353, 200	387, 400	438, 500	
_	67	260, 300	288, 500	328, 700	354, 400	388, 200	438, 800	
員	68	261, 100	290, 000	330, 000	355, 500	388, 900	439, 100	
	69	261, 700	291, 300	330, 700	356, 500	389, 500	439, 500	
	70	262, 600	292, 800	331, 900	357, 600	390, 200	,	
	71	263, 700	294, 300	333, 000	358, 700	390, 900		
	72	264, 800	295, 800	333, 900	359, 800	391, 500		
	73	266, 200	297, 000	335, 100	360, 600	392, 200		

11/11 4 11/1/12/12/1	日(金曜日)	山	形県	公 報		第366号 ———————————————————————————————————
74	267, 400	298, 400	335, 800	361, 800	392, 700	
75	268, 600	299, 800	337, 000	362, 900	393, 300	
76	269, 700	301, 100	338, 200	364, 000	393, 800	
77	270, 700	302, 600	339, 300	364, 700	394, 200	
78	271,600	304, 000	340,600	365, 500	394, 800	
79	272, 800	305, 200	341, 700	366, 300	395, 300	
80	274, 100	306, 500	342, 900	367, 000	395, 600	
81	275, 200	307, 300	344, 000	367, 500	395, 900	
82	276, 000	308, 500	345, 200	368, 000	396, 400	
83	276, 900	309, 600	346, 200	368, 600	396, 800	
84	278, 000	310, 800	347, 300	369, 200	397, 100	
QE.	270, 000	212 000	249 200	260 200	207 400	
85	279, 000	312, 000	348, 200	369, 800	397, 400	
86	279, 900	313, 100	349, 300	370, 300	397, 900	
87	281, 000	314, 300	350, 200	370, 900	398, 500	
88	282, 100	315, 500	351, 200	371, 400	398, 900	
89	283, 100	316, 800	352, 200	371, 800	399, 200	
90	284, 000	318,000	353, 000	372, 200	399, 600	
91	284, 900	319, 200	353, 800	372, 800	400, 100	
92	285, 900	320, 500	354, 600	373, 400	400, 500	
93	287, 000	321, 300	355, 100	373, 700	400, 900	
94	288, 000	322, 000	355, 700	374, 200		
95	288, 900	322, 700	356, 400	374, 600		
96	289, 900	323, 300	357, 100	375, 000		
97	290, 800	324, 000	357, 500	375, 600		
98	291, 600	324, 300	357, 900	376, 100		
99	292, 300	324, 900	358, 400	376, 600		
100	293, 200	325, 600	358, 800	377, 100		
101	294, 000	326, 000	359, 300	377, 700		
102	294, 800	326, 600	359, 700	378, 200		
102	294, 800	327, 200	360, 200	378, 200		
103	296, 400	327, 200	360, 600	379, 100		
105	207 100	220 200	361 000	370 700		
105	297, 100	328, 300	361,000	379, 700		
106	297, 600	328, 800	361, 500	380, 200		
107	298, 100	329, 300	361, 900	380, 700		
108	298, 700	329, 800	362, 300	381, 200		
109	298, 900	330, 200	362, 800	381, 800		
110	299, 200	330, 600	363, 300	382, 300		
111	299, 400	330, 900	363, 800	382, 800		
112	299, 800	331, 200	364, 300	383, 300		

令和4年12月23日	(金曜日)	山	形 県	公 報	第366号
113	300, 000	331, 600	364, 800	383, 900	
114	300, 200	332, 100	365, 300		
115	300, 600	332, 500	365, 800		
116	300, 900	332, 800	366, 200		
117	301, 200	332, 900	366, 600		
118	301, 500	333, 200	367, 000		
119	301, 800	333, 600	367, 500		
120	302, 200	333, 800	368, 000		
121	302, 500	334, 000	368, 400		
122	302, 900	334, 300	368, 900		
123	303, 200	334, 600	369, 400		
124	303, 600	334, 900	369, 900		
125	303, 800	335, 100	370, 300		
126	304, 000	335, 400			
127	304, 300	335, 800			
128	304, 700	336, 000			
129	304, 900	336, 100			
130	305, 200	336, 400			
131	305, 600	336, 800			
132	306, 000	337, 100			
100	000 100	007 400			
133	306, 100	337, 400			
134	306, 400	337, 800			
135	306, 900 307, 200	338, 200 338, 600			
150	307, 200	338, 600			
137	307, 400	338, 900			
138	307, 700	339, 300			
139	308, 100	339, 700			
140	308, 400	340, 100			
	333, 133	010, 100			
141	308, 600	340, 400			
142	309, 000	340, 800			
143	309, 400	341, 100			
144	309, 700	341, 500			
145	309, 800	341, 800			
146	310, 100	342, 200			
147	310, 400	342, 600			
148	310, 800	343, 000			
149	311, 100	343, 300			
150	311, 300	343, 700			
151	311, 600	344, 100			
152	311, 900	344, 500			

				715 713	- 124			
	153	312, 300	344, 800					
	154	312, 500						
	155	312, 700						
	156	313, 000						
	157	313, 300						
	158	313, 600						
	159	313, 900						
	160	314, 200						
	161	314, 600						
	162	314, 900						
	163	315, 200						
	164	315, 500						
	165	315, 900						
	166	316, 200						
	167	316, 500						
	168	316, 800						
	169	317, 200						
再任								
用職		240, 100	260, 900	268,000	278, 500	295, 100	332, 800	378, 200
員								

備考 この表は、病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程附則第14項の規定は、令和4年12月12日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、SPECT-CTの調達について、一般競争 入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年12月23日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室
 - (2) 日時 令和5年2月2日(木)午後1時30分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量 SPECT-CT 一式
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和5年9月1日(金)

- (4) 納入場所 新庄市金沢720-1 山形県立新庄病院SPECT-CT室
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(令和4年1月 25日付け県公報第275号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部新病院整備課 電話番号0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)を令和5年1月23日(月)午後1時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書、競争入札参加資格審査申請書及び応札物品仕様書を令和5年1月17日(火)午後1時までに山形県立新庄病院事務部新病院整備課に提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、 審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することが できない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

- (4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: SPECT-CT: 1 set
 - (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. February 2nd, 2023
 - (3) Contact point for the notice: New Hospital Preparation Section, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233 (22) 5525

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、CTの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年12月23日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院 C棟 3 階会議室
 - (2) 日時 令和5年2月2日(木)午後1時45分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量 CT 一式
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和5年9月1日(金)
 - (4) 納入場所 新庄市金沢720-1 山形県立新庄病院第1CT室
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(令和4年1月 25日付け県公報第275号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を 除く。)。
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部新病院整備課 電話番号0233(22)5525

- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)を令和5年1月23日(月)午後1時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書、競争入札参加資格審査申請書及び応札物品仕様書を令和5年1月17日(火)午後1時までに山形県立新庄病院事務部新病院整備課に提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、 審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することが できない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: CT: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 1:45 P.M. February 2nd, 2023
- (3) Contact point for the notice: New Hospital Preparation Section, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525

